

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成20年6月12日付け20生畜第585号で諮問があった平成20年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項、平成20年6月12日付け20生畜第581号で諮問があった平成20年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項及び平成20年6月12日付け20生畜第582号で諮問があった平成20年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で改定することは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で改定することは、妥当である。  
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で改定することは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で改定することは、妥当である。

## 建 議

- 1 配合飼料価格安定制度については、補てん財源の貸付などにより基本的な機能の維持が図られるよう努めるとともに、4%の追加補てんの停止に当たっては、畜種ごとの実態に応じて、安定的な経営継続を図るための対策を充実・強化すること。
- 2 生産者等の努力によって吸収できない生産コストの上昇について、小売価格等に適切に反映できるよう、生産者の努力等についての情報提供により消費者等の理解向上に向けた環境づくりに努めるとともに、生産者等による主体的な取組を促進すること。また、指定生乳生産者団体の機能強化、中小・農協系乳業の再編合理化を促進すること。
- 3 輸入飼料原料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産に転換するため、飼料用米や稲WCSについて、生産の拡大、定着に向けた利用技術の検証・普及、多収穫米種籾の確保、行程管理の徹底など、自給飼料基盤の強化・定着に向けた推進方策を確立すること。
- 4 飼料用穀物の国際価格や海上運賃（フレート）、畜産物価格の動向等、畜産経営の安定を図る上で必要な情報について十分注視すること。

○平成20年度畜産物価格（加工原料乳生産者補給金単価、指定食肉、指定肉用子牛）（改定）

1 加工原料乳生産者補給金単価

（単位：円／kg）

	20年度	（改定）
補給金単価	11.55	11.85

2 指定食肉の安定価格

（単位：円／kg）

		20年度	（改定）
牛肉	安定上位価格	1,025	1,060
	安定基準価格	790	815
豚肉	安定上位価格	515	545
	安定基準価格	380	400

3 指定肉用子牛の保証基準価格

（単位：円／頭）

		20年度	（改定）
保証基準価格	黒毛和種	305,000	310,000
	褐毛和種	281,000	285,000
	その他の肉専用種	201,000	204,000
	乳用種	113,000	116,000
	交雑種	178,000	181,000

適用期間

改定後の畜産物価格の適用期間は、平成20年7月1日から平成21年3月31日までとする。